

<b>事業名</b>	<h2 style="margin: 0;">港区エリアマネジメントガイドラインの 素案を決定しました</h2>
------------	--

<b>ここが ポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ガイドライン策定により、エリアマネジメント活動を推進して地域の魅力・価値の向上を図ります。</li> <li>◆公共的空間(公開空地・道路・公園等)においてエリアマネジメント活動を可能とする認定制度を 23区で初めて創設します。</li> </ul>	<b>事業費</b>	10,384 千円
---------------------	---	------------	-----------

区では、地域の魅力・価値の継続的な向上に資する、エリアマネジメント活動を推進しています。エリアマネジメント団体(主に企業)から、公共的空間を活用したイベント実施などのニーズがある一方で、それに対応するルールや明確な基準がなかったことから、「**港区エリアマネジメントガイドライン**」の素案を決定しました。令和6年1~2月にパブリックコメントを募集して広く区民等の意見を募集・反映し、同年3月に策定する予定です。

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組(お祭り等のにぎわい活動、防災・防犯活動、清掃等の環境活動、子ども向けイベント等の教育活動など)

港区エリアマネジメントガイドライン(素案)のポイント

エリアマネジメント活動の将来像

みなとシビックプライド(地域への愛着)の醸成

— 地域の様々な担い手が繋がり、愛着を育む魅力ある都市空間 —

エリアマネジメント活動の目標として、「公共的空間の積極的な利活用によるにぎわいの創出」、「町会、商店会、住民などの地域との繋がり強化」、「持続可能なまちづくり」の3点を掲げています。

■ エリアマネジメント活動認定制度

一定の基準を満たした活動を区が認定することにより、エリアマネジメント活動主体が公共的空間(公開空地、道路・公園等)を活用できる制度を創設します。

➔

メリット

- ① 公共的空間の利活用が可能
- ② エリアマネジメント活動のPR 及び知名度の向上

一定の基準を満たしたエリアマネジメント活動

- 公共的空間の活用
- 地域の魅力・価値の向上
- 活動計画の認定

ガイドラインを策定し、適切に運用することにより、公共的空間を活用した町会、商店会等の地域と連携したにぎわい活動の創出や多様な活動による地域コミュニティの醸成等を促し、**継続的な地域の魅力・価値の向上**を図ります。

<b>問合せ</b> 	課長	都市計画課 野口
	☎	03-3578-2205(直通)
	係長	都市計画課 街づくり支援担当 保科・藤谷
	☎	03-3578-2235・2213(直通)